

令和6年（措）第8号

排 除 措 置 命 令 書

東京都品川区西五反田七丁目7番7号SGスクエア2階
株式会社ハマイ

同代表者 代表取締役 河 西 聡

東京都中央区銀座西一丁目2番地
株式会社宮入バルブ製作所

同代表者 代表取締役 西 田 憲 司

大阪府池田市空港一丁目7番12号
宮入商事株式会社

同代表者 代表取締役 宮 入 繁 美

大阪府池田市空港一丁目7番12号
東京宮入商事株式会社

同代表者 代表取締役 宮 入 繁 美

名古屋市中区新栄二丁目9番11号
富士工器株式会社

同代表者 代表取締役 前 口 庄一郎

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社ハマイ（以下「ハマイ」という。）、株式会社宮入バルブ製作所（以下「宮入バルブ製作所」という。）、

宮入商事株式会社（以下「宮入商事」という。）、東京宮入商事株式会社（以下「東京宮入商事」という。）及び富士工器株式会社（以下「富士工器」という。）の5社（以下「5社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- (1) 別紙1記載のLPガス容器用バルブ（以下「特定LPガス容器用バルブ」という。）について、遅くとも令和3年4月27日までに及び遅くとも令和4年4月26日までに5社が共同して行った、需要者向け販売価格を引き上げる旨の各合意（富士工器にあっては、遅くとも令和3年5月14日までに及び遅くとも令和4年5月16日までに参加したもの）が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間（宮入商事と東京宮入商事の間を除く。）において、又は他の事業者と共同して、特定LPガス容器用バルブの販売価格を決定せず、自主的に決めること。
 - (3) 今後、相互に（宮入商事と東京宮入商事の間を除く。）、又は他の事業者と、特定LPガス容器用バルブの販売価格に関する情報交換を行わないこと。
- 2 5社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く4社（宮入商事及び東京宮入商事にあっては、ハマイ、宮入バルブ製作所及び富士工器）に通知するとともに、自社の特定LPガス容器用バルブの需要者及び自社の特定LPガス容器用バルブの取引先である商社等に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 5社は、今後、それぞれ、相互の間（宮入商事と東京宮入商事の間を除く。）において、又は他の事業者と共同して、特定LPガス容器用バルブの販売価格を決定してはならない。
- 4 5社は、今後、それぞれ、相互に（宮入商事と東京宮入商事の間を除く。）、又は他の事業者と、特定LPガス容

器用バルブの販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

5 5社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前2項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならない。かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 特定LPガス容器用バルブの販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底

(2) 特定LPガス容器用バルブの販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、当該販売活動に従事する自社の役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

6 5社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

ア ハマイ及び宮入バルブ製作所は、それぞれ、肩書地に本店を置き、LPガス容器用バルブの製造販売に係る事業を営む者である。

イ 宮入商事及び東京宮入商事は、それぞれ、肩書地に本店を置き、LPガス容器用バルブの販売に係る事業を営む者である。宮入商事及び東京宮入商事は、両社の親会社である株式会社宮入製作所が製造した特定LPガス容器用バルブを、販売地区を分けて販売している。

ウ 富士工器は、肩書地に本店を置き、LPガス容器用バルブの販売に係る事業を営む者である。富士工器は、令和4年3月頃までは、主に同社の子会社である株式会社フジコーバルブが製造した特定LPガス容器用バルブを販売し、同年2月頃以降は、ハマイ及び宮入バルブ製作所が製造した

特定ＬＰガス容器用バルブを販売している。

(2) 特定ＬＰガス容器用バルブの取引形態等

ア ５社は、それぞれ、直接又は商社等を通じて、ＬＰガス容器再検査所、ＬＰガス容器製造業者等の需要者に対し、特定ＬＰガス容器用バルブを販売していた。

イ ５社は、それぞれ、特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格について、直接又は商社等を通じて需要者と交渉して定め、商社等を通じて需要者に販売する場合には、需要者向け販売価格から当該商社等の口銭を差し引いたものを自らの販売価格とするなどしていた。

ウ ５社の特定ＬＰガス容器用バルブの販売金額の合計は、我が国における特定ＬＰガス容器用バルブの総販売金額の全てを占めていた。

2 合意の成立

(1)ア ５社のうち富士工器を除く４社（以下「４社」という。）は、令和３年３月頃以降、特定ＬＰガス容器用バルブの原材料である黄銅の価格の高騰への対応策について協議を重ねていたところ、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和３年４月２７日までに、４社の営業責任者級の者らによる会合を開催して、４社が同年６月以降、特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げることが合意した。

イ 富士工器は、遅くとも令和３年５月１４日までに、ハマイから前記(1)アの会合の内容を伝達され、前記(1)アの合意に参加した。

(2)ア ４社は、その後も、特定ＬＰガス容器用バルブの原材料である黄銅の価格が引き続き高騰していたことなどから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和４年４月２６日までに、４社の営業責任者級の者らによる会合を開催して、４社が同年６月以降、特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げることが合意した。

イ 富士工器は、遅くとも令和４年５月１６日までに、ハマイから前記(2)アの会合の内容を伝達され、前記(2)アの合意に参加した。

3 実施状況

(1) ５社は、前記２(1)の合意に基づき、次のとおり、特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格の引上げの具体的な内容を決定するとともに、それぞれ、需要者に対し、直接又は商社等を通じて特定ＬＰガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨の申入れを行うなどにより、特定ＬＰガス容器用バルブ

の需要者向け販売価格をおおむね引き上げていた。

ア 4社の営業責任者級の者らによる会合等

(ア) 令和3年5月11日の4社の営業責任者級の者らによる会合において、4社は、特定LPガス容器用バルブ1個当たりの需要者向け販売価格について引上げ後の目標価格を900円以上と決定した。その後、4社は、富士工器との間で当該目標価格を共有した。

(イ) 富士工器は、前記(ア)において共有された目標価格に基づき、遅くとも令和3年5月24日までに、自社が販売する特定LPガス容器用バルブ1個当たりの需要者向け販売価格について引上げ後の目標価格を900円以上と決定した。

イ 4社の各営業拠点の長らによる会合等

(ア) 4社は、全国各地区において、4社の各営業拠点の長らによる会合（以下「支部会」という。）を開催するなどして、前記ア(ア)の決定に基づき、需要者ごとの需要者向け販売価格について引上げ後の目標価格を決定するなどし、それぞれ、当該需要者に対し、直接又は商社等を通じて特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を申し入れた。また、4社は、富士工器との間で当該目標価格を共有した。

(イ) 富士工器は、全国各地区において、前記ア(イ)において決定した引上げ後の目標価格及び前記イ(ア)において共有された需要者ごとの引上げ後の目標価格に基づき、当該需要者に対し、直接、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を申し入れた。

(2) 5社は、前記2(2)の合意に基づき、次のとおり、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格の引上げの具体的な内容を決定するとともに、それぞれ、需要者に対し、直接又は商社等を通じて特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨の申入れを行うなどにより、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格をおおむね引き上げていた。

ア 4社の営業責任者級の者らによる会合等

(ア) 令和4年4月26日の4社の営業責任者級の者らによる会合において、4社は、特定LPガス容器用バルブ1個当たりの需要者向け販売価格の目標引上げ額を200円以上と決定した。その後、4社は、富士工器との間で当該目標引上げ額を共有した。

(イ) 富士工器は、前記(ア)において共有された目標引上げ額に基づき、遅くと

も令和4年6月16日までに、自社が販売する特定LPガス容器用バルブ1個当たりの需要者向け販売価格について目標引上げ額を200円と決定した。

イ 支部会等

(ア) 4社は、全国各地区において、支部会を開催するなどして、前記ア(ア)の決定に基づき、需要者ごとの目標引上げ額を決定するなどし、それぞれ、当該需要者に対し、直接又は商社等を通じて特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を申し入れた。また、4社は、富士工器との間で当該目標引上げ額を共有した。

(イ) 富士工器は、全国各地区において、前記ア(イ)において決定した目標引上げ額及び前記イ(ア)において共有された需要者ごとの目標引上げ額に基づき、当該需要者に対し、直接、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を申し入れた。

(3) 5社は、前記2の合意の実効を確保するため、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格の引上げの交渉状況等について情報交換を行っていた。

4 合意の消滅

令和5年6月14日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2の合意に基づく行為は取りやめられている。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、5社は、共同して、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定LPガス容器用バルブの販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、5社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、5社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年6月27日

公正取引委員会

委員長 古谷 一之

委員 三村 晶子

委員 青木 玲子

委員 吉田 安志

委員 泉水 文雄

別紙 1

LPガス容器用バルブのうち、液化石油ガスの充てん質量の上限が50キログラム以下であるLPガス容器（鋼製のものに限る。）用のもの（強制気化装置に接続するLPガス容器用であってサイフォン管と連結するもの、高圧ガス保安協会が策定した「液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHK S 0126」に定める容器取付部のねじ記号が「V₁」のもの及び液化石油ガス自動車燃料装置用容器（容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第2条第15号に規定するもの）用のものを除く。）

別紙 2

番号	用語	定義
1	L P ガス 容 器 用 バルブ	容器保安規則（昭和 4 1 年通商産業省令第 5 0 号）第 1 3 条第 1 号に規定する附属品であるバルブであって、L P ガス容器用のもの
2	L P ガス 容 器 再 検査所	高压ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）第 4 9 条第 1 項に規定する経済産業大臣が行う容器検査所の登録を受けた者